

大阪城東部地区（UR 森之宮団地等） における実証実験公募要領

募集締切 : 2024 年 5 月 10 日（金）17 : 00

2024 年 3 月

大 阪 商 工 会 議 所

独立行政法人都市再生機構

目次

	頁
1. 目的・背景	3
2. 主催	3
3. 協力	3
4. 募集内容	4
5. 応募資格	5
6. 応募方法	5
7. 実証実験の実施までの流れ	7
8. 留意事項	7
9. 問い合わせ先	8
(添付資料)	
添付資料 1 大阪城東部地区 (UR 森之宮団地等) における実証実験エントリーフォーム	
添付資料 2 大阪城東部地区 (UR 森之宮団地等) における実証実験実施にかかるガイド ライン	
添付資料 3 旧森之宮庁舎、UR 森之宮団地及び UR 森之宮第 2 団地の概要	

1. 目的・背景

大阪商工会議所（以下、大商）では、先端技術を活用した革新的なビジネスを社会実装していくため、大阪での実証実験の支援に取り組んでおり、中期計画「挑戦都市 やってみなはれ！ 大阪プラン」において、大阪城東部地区で企業や住民とともに新たな価値やビジネスの創出に取り組む「まちなかりビングラボ」の実現をめざしています。

他方、独立行政法人都市再生機構（以下、UR 都市機構）においても、大阪城東部地区のまちづくりのコンセプト「イノベーション・フィールド・シティ」の実現に向けて、イノベーションの誘発に向けた新たな知見・考えを得るエリアプロモーションや多様な主体が出会い・交流の機会を得る「場づくり（ハード）」と「プログラム（ソフト）」の仕掛けづくりに取り組んでいます。

そこで今般、大商と UR 都市機構は共同で、多様な人々が共存する大阪城東部地区の UR 森之宮団地等において、「あたらしい関係や交流の形成」を促進し、「あたらしい価値の創出」を目的に、先端技術を活用した実証実験の公募を行います。

申請案件について、内容や要件等の確認の後、実施に向けた実証場所の協議・調整をはじめ、広報・プロモーション等のビジネス化の支援などを行います。

[大阪城東部地区について]

大阪府、大阪市では、新大阪～キタ～ミナミを結ぶ南北都市軸に加え、大阪・関西万博の会場であり、IR 立地への検討が進められている夢洲を含む臨海部から、文化、歴史等が集積する大阪城周辺や京阪奈学研都市へと続く東西都市軸の形成を進められており、その中でも大阪城東部地区は「ヒガシ」の拠点として重要性が高まっています。大阪城東部地区は大阪城の東側に位置し、「新大学基本構想(公立大学法人大阪、2019.8)」により、大阪公立大学森之宮キャンパスの整備方針が示されたこと等を受け、大阪府・大阪市では、“大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ”をコンセプトとする「大阪城東部地区のまちづくりの方向性（大阪府・市、2020.9）」を策定。同月、国より JR 森之宮駅周辺が都市再生緊急整備地域に追加指定されました。以降、大阪府、大阪市、UR 都市機構など関係者が具体の開発計画や開発機運醸成に向けた様々な取り組みを進めています。

UR 都市機構では、旧 UR 都市機構西日本支社庁舎（旧森之宮庁舎）を活用し、隣接する UR 森之宮団地の住民をはじめ、大阪城東部地区に関わる多様な人たちのサードプレイスとなるような拠点の整備を進め、まちづくりのコンセプト実現に向けた先行トライアルに取り組んでいきます。

2. 主催

大阪商工会議所
独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）

3. 協力

実証事業推進チーム大阪（構成：大阪府、大阪市、大阪商工会議所）

4. 募集内容

(1) 募集する実証実験の内容

上記の目的を踏まえ、特に地域課題解決や地域住民へのサービス向上、地域内施設を対象とした維持管理のコスト縮減等に資すると期待される実証実験を歓迎します。

(2) 対象分野

- ① 先進的なまちづくり
- ② IoT、RT（ロボットテクノロジー）
- ③ 自動運転
- ④ ドローン
- ⑤ AI（人工知能）
- ⑥ ヘルスケア
- ⑦ オープンデータ、ビッグデータ

(3) 実証実験の要件

- ・先端技術を用いた製品・サービスの概念の検証、技術や試作品の実験、事業化可能性の検証等実証実験要素のあるものであること。（実証実験要素が乏しいものや確認困難なもの、既に市場投入されているものや他事業者が既に実施しているものなどは対象外）
- ・実施者が実証実験の関連法令を理解し、必要な技術力を有し、安全に実施することが可能と認められること。特に周辺住民の安全が確保されるものであること。
- ・別添の「実証実験実施にかかるガイドライン」を遵守すること。
- ・関係法令や公序良俗等に反しないこと。

(4) 想定される実証実験（例）

- ・利用者を追従する自動運転ロボットの実証（高齢者や身障者の歩行補助、買い回り補助）
- ・エリア内を周遊する自動運転技術の実証
- ・自動運転ロボットによる敷地内警備の実証
- ・ドローン等を活用した、構造物の点検など点検業務の省力化の実証
- ・団地住民のQoL向上に資する継続的な健康サポートの実証
- ・新たなリハビリモデルの実証（MR、生成AI技術などの活用、遠隔リハビリなど）
- ・多世代が参加、交流できる製品、サービスの実証開発（スポーツ、アウトドア、バーチャル技術関連など）

(5) 実験実施場所

- ①旧森之宮庁舎
- ②UR 森之宮団地及びUR 森之宮第2 団地

※具体的な実証場所は実証実験の内容等に応じて個別の調整となります。

※団地内での実施は本要領のほか、団地住民の協力を得てからの実施となります。

※実証実験の内容によっては、実施者により団地住民への説明が必要な場合があります。

※団地住民の協力が得られない場合、実験の実施をお断りすることがあります。

(6) 実験実施期間

- ・令和7（2025）年3月31日まで
 - ※実証実験内容に応じて個別の調整となります。
 - ※実証実験内容によっては、団地イベントとの連携とする場合があります。
 - ※旧森之宮庁舎は一定期間の常設についても内容に応じて調整します。

(7) 参考情報

①地域課題

【大阪城東部地区のまちづくりの方向性(2020年9月 大阪府・大阪市)から抜粋】

- ・地区から大阪城公園方面へのアクセスが脆弱
- ・地区内居住者の高齢者人口が約33%占め、年少人口は約6%で、共に市内平均よりも少子高齢化が進行
- ・生活利便系の商業施設がない

②団地世帯数

- ・約2600世帯

5. 応募資格

責任を持って実証実験を行うことのできる国内に研究・活動拠点を有する法人その他の団体で、次の要件に該当する法人その他の団体とします。

・代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当する者がいないこと。

※ 応募者が応募資格を満たさないことが事後的に発覚した場合、応募者によるエントリーは遡及的になかったものとして取り扱います。

6. 応募方法

(1) 公募期間

2024年3月26日（火）14:00～5月10日（金）17:00必着

(2) 提出書類

① 大阪城東部地区（UR 森之宮団地等）における実証実験エントリーフォーム

（添付資料1）

添付資料1にある「大阪城東部地区（UR 森之宮団地等）における実証実験エントリーフォーム」を参考に、2024年3月26日（火）から公開する下記URLの公募サイトにアクセスの上、エントリーフォームに必要事項を日本語で記載し、送信して下さい。

（公募サイト）

URL：<https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202403/D22240305011.html>

② 補足資料

必要に応じて、補足資料を提出することができます。様式は自由ですが、動画は使用しないで下さい。ただし、動画サイトを資料の中で紹介することは差し支えありません。

(3) 提出方法

① 大阪城東部地区（UR 森之宮団地等）における実証実験エントリーフォーム

下記 URL の公募サイトにアクセスの上、エントリーフォームに必要事項を日本語で記載し、送信して下さい。作成途上での一時保存はできませんので、ご注意ください。

(公募サイト) (再掲)

URL: <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202403/D22240305011.html>

入力が終了した後に、「内容確認」ボタンをクリックし、入力内容を確認して下さい。ご確認いただいた後、「送信」ボタンをクリックすると自動でエントリーフォームが送付されます。入力いただいたメールアドレスに受け付けた旨を連絡する自動返信メールが届きますので、ご確認ください。自動返信メールが不着の場合は事務局へご連絡下さい。

② 補足資料

(2) ②の補足資料がある場合、エントリーフォーム送信後の自動返信メールに記載されている専用 URL にアクセスし、アップロードして下さい (アップロードの容量は、合計 20 メガバイト未満)。システムの制約上、一度アップロードしたファイルの削除、変更はできません。公募期間中に、削除、変更を希望される場合は、事務局へご連絡下さい。公募期間終了後の削除、変更等は一切受け付けられませんので、送信される内容は十分ご確認ください。

※ 郵送、宅配便等での提出は受け付けておりません。

(4) 質問の受付

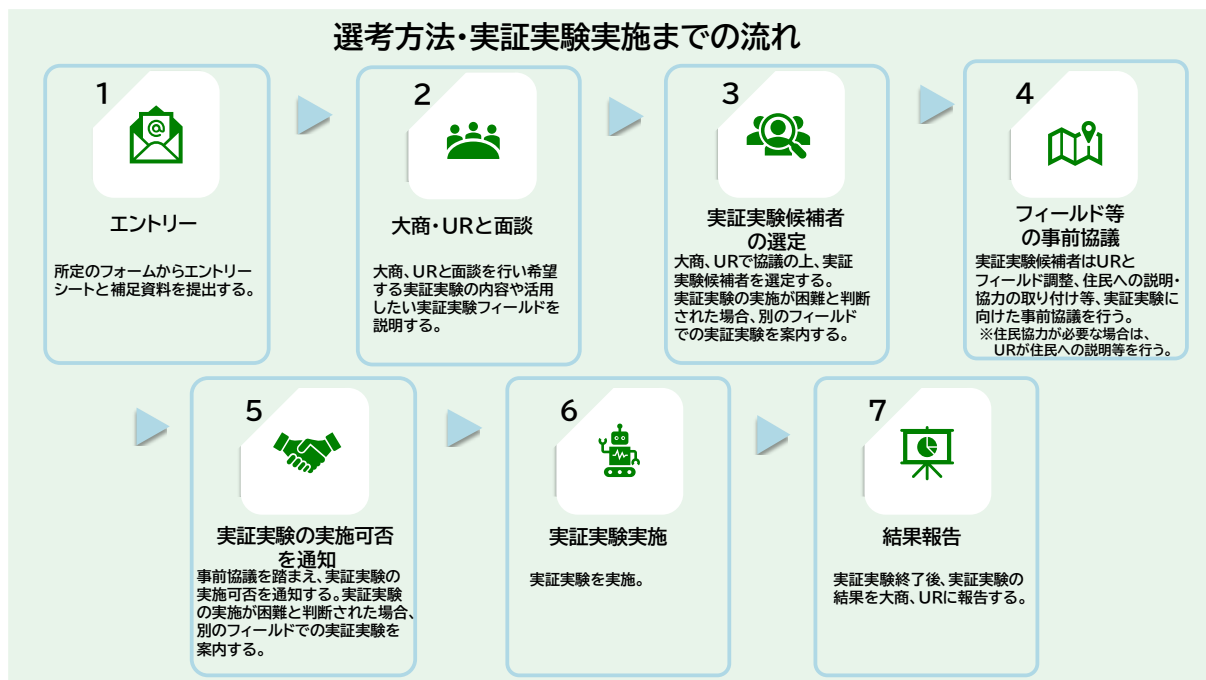
公募に関する質問等は、2024 年 3 月 26 日 (火) から同年 4 月 19 日 (金) 17:00 までの間、下記の大阪商工会議所の問合せ先で電子メールにより受け付けます。電子メールのタイトルには、【大阪城東部地区実証の質問】と記載して送信して下さい。

(質問の宛先)

大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当 宛

E-mail: sangyo@osaka.cci.or.jp

7. 実証実験の実施までの流れ



8. 留意事項

① 「実証実験実施にかかるガイドライン」への同意

実証実験を実施するにあたり、安全確保等の対応のほか、実証実験に係る費用負担など、必ずご確認いただきたい事項が定められている「実証実験実施にかかるガイドライン」（添付資料2）を遵守いただき、実証実験を実施していただきます。

また、実証実験実施後の報告書は、大阪商工会議所、UR 都市機構にご提出いただきます。

② 実証実験実施にかかる付帯条件

実証実験実施は、大阪商工会議所を窓口として、大阪商工会議所、UR 都市機構と公序良俗に反しないことや、安全確保、法令遵守等の事前協議を行い、UR 都市機構の各施設管理者から、利用等の許可を得ることが実証実験実施の条件となります。

実証実験の実施を許可するにあたり、UR 都市機構の各管理者から、施設等の運営、維持管理上、実証実験の内容等の変更を指示する場合があります。

「旧森之宮庁舎」及び「UR 森之宮団地及びUR 森之宮第2 団地」での実施が難しい場合は、提案者のニーズ等に応じて、他のフィールドでの実施をご案内する場合があります。

③ 団地住民の安全確保、環境保全等のための対応

今回の実証実験実施場所である「旧森之宮庁舎」「UR 森之宮団地及びUR 森之宮第2 団地」は、団地住民が居住するエリアでもあるため、安全確保の措置や環境保全への配慮をお願いします。また、実証実験の内容次第で、団地住民の協力を得る必要があります。（団地住民の協力が得られない場合、実験の実施をお断りすることがあります。）

④ 情報発信の取組み

実証実験の実施の際は、大阪商工会議所、UR 都市機構によりプレスリリースを行います。また、実証実験の取組み、成果等については、実証実験終了後、大阪商工会議所、UR 都市機構のHP、機関紙等へ掲載するほか、主催するイベント等でプレゼンテーションを実施していただく場合があります。

9. 問い合わせ先

- 事務局：大阪商工会議所 産業部（門・西田）
所在地：〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8
TEL：06-6944-6300 FAX：06-6944-6249
E-mail：sangyo@osaka.cci.or.jp

【大阪商工会議所・都市再生機構】
大阪城東部地区(UR森之宮団地等)における
実証実験エントリーフォーム

【事務局】
 大阪商工会議所 産業部
 産業・技術振興担当

大阪城東部地区(UR森之宮団地等)において実証実験の実施を希望される方は、下記に必要事項を記入の上、お申し込みください。複数の法人等が連携して実施する場合は、実証実験の代表法人1者がエントリーしてください。

ご記入頂いた情報は大阪商工会議所(データ管理責任者、以下大商)および共催者(独立行政法人都市再生機構)で共有し、本事業の業務に利用するとともに大商および共催団体からの各種連絡・情報提供(eメールによる事業案内含む)に利用いたします。これらについては、お申込みいただいた時点で同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

なお、情報管理の徹底のため、企業秘密・ノウハウ等公開できない情報は記入しないでください。

年 月 日

<提案法人・団体等の概要・応募資格の確認>

1.会社名・団体名	(ふりがな)		
2.代表者氏名			
3.住 所	〒		
4.会社概要	設立年		資本金
	従業員数		URL
	事業概要	※400字	
5.担当者氏名	(ふりがな)		
6.担当者所属・役職			
7.担当者連絡先	電話番号		e-mail
8.共同参画者	※複数の法人等が連携して実施する場合は、参画するすべての法人・団体等の名称をご記入ください。		
9.応募資格確認 ※確認事項の□に✓を入れてください。	法人等について、国内に研究・活動拠点を有する <input type="checkbox"/>		
	法人等の代表者又は役員のうちに暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者がいない <input type="checkbox"/>		

<提案する実証実験の概要等>

1.希望する実証実験分野 ※該当する分野□に✓を入れてください。	(1) 先進的なまちづくり	<input type="checkbox"/>
	(2) IoT、RT(ロボットテクノロジー)	<input type="checkbox"/>
	(3) 自動運転	<input type="checkbox"/>
	(4) ドローン	<input type="checkbox"/>
	(5) AI(人工知能)	<input type="checkbox"/>
	(6) ヘルスケア	<input type="checkbox"/>
	(7) オープンデータ、ビッグデータ	<input type="checkbox"/>
2.実証実験の実施場所の希望 ※該当する分野□に✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 旧森之宮庁舎 <input type="checkbox"/> UR森之宮団地及びUR森之宮第2団地	
3.希望する実証実験の概要		
①実証する技術・製品・サービスの概要	※500字以内	
②検証内容(検証したい事項)	※500字以内	

③検証に要する期間 ※実験を希望する時期や実証に必要な期間等をご記入ください。	※200字以内
④事業の現状(技術検証段階、試作品開発済み、サービスモデル構築済み、商品化済み 等)	※500字以内
⑤実証技術等の先進性、専門性 ※実証する技術・製品・サービスの先進性や従来との違い等を具体的に記載してください。	※500字以内
⑥実証後の事業化への考え方	※200字以内
4.団地住民への安全対策の考え方	※200字以内
5.実証実験の実施にあたって関連する法令	※200字以内
6.ガイドラインの確認 ※「実証実験実施にかかるガイドライン」をご確認いただき、□に✓を入れてください。	「実証実験実施にかかるガイドライン」を確認いたしました <input type="checkbox"/>
7.公募要領の確認 ※「大阪城東部地区における実証実験公募要領」をご確認いただき、□に✓を入れてください。	「大阪城東部地区における実証実験公募要領」を確認いたしました <input type="checkbox"/>
8.補足資料	※実証実験の関連資料があれば、エントリーフォーム送信後の自動返信メールに記載されている専用 URL にアクセスし、アップロードください(書式は問いません)。

2024年3月

大阪城東部地区（UR 森之宮団地等）における実証実験実施にかかるガイドライン

大阪商工会議所
独立行政法人都市再生機構

(目的)

第1条 このガイドラインは、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構が主催する大阪城東部地区（UR 森之宮団地等）における実証実験において、実証実験を実施する事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定める。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構並びに当該実証実験に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証実験の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権原を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証実験にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構並びに管理者はその費用を負担しない。

(実証実験の中止等)

第6条 大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に実験の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

- (1) 実証実験を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証実験を継続することが困難になったとき

2 大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構は、実証実験の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者はその是正を求めることができる。

3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構は、事業者に実証実験の中止を命じることができる。

4 前3項の規定により実証実験を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証実験の実施に際し発生した損害のうち、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

2 前条第4項に定めるもののほか、実証実験の実施に際し発生した損害のうち、事業者に生じた損害については、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(実績報告書等の提出)

第8条 事業者は、実証実験終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

2 事業者は、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。

3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証実験に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、実証実験の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報を、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証実験の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してはならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当するときは、このガイドラインに基づく実証実験の申込みをすることができない。

2 事業者は、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構並びに管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めのない事項等の取扱)

第11条 本ガイドラインに定める事項について生じた疑義又は本ガイドラインについて定めのない事項については、事業者、大阪商工会議所、独立行政法人都市再生機構が協議して解決する。

以上

旧森之宮庁舎、UR 森之宮団地及びUR 森之宮第2 団地の概要

1. 旧森之宮庁舎

(1) 位置図・外観



(2) 建物諸元

- ・主 用 途：事務所
- ・敷 地 面 積：3,270.93 m²
- ・建 築 面 積：1,886.90 m²
- ・延 べ 床 面 積：10,154.80 m²
- ・階 数：地下1階、地上5階、塔屋1階
- ・天 井 高：2.62m (0Aフロア H70mm を敷設した状態)
- ・構 造：RC造、一部S造
- ・竣 工 時 期：S47年11月
- ・既存不適格事項：①昇降路の竪穴区画に遮煙性能なし、階段手摺なし(B1F～4F)

(3) 敷地図面

別図1参照

(4) フロア図面

別図2参照

2. UR 森之宮団地

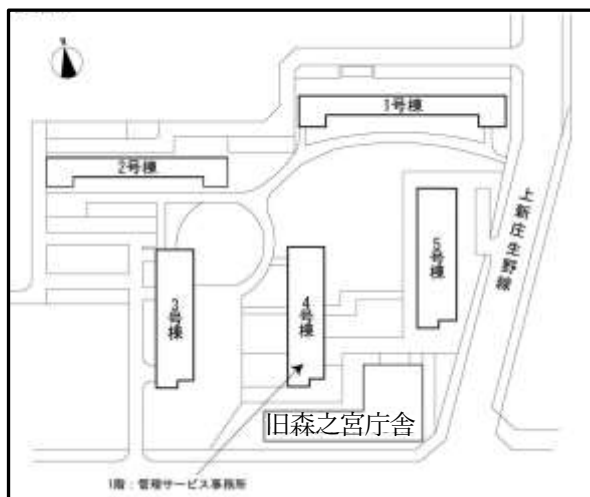
(1) 位置図・外観



(2) 建物諸元

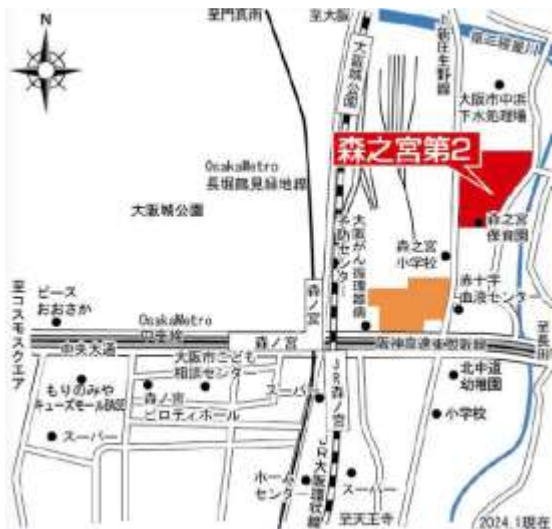
- ・構造：SRC造
- ・階数：11階、14階
- ・管理年数：55年～56年

(3) 団地配置図



3. UR 森之宮第2 団地

(1) 位置図・外観



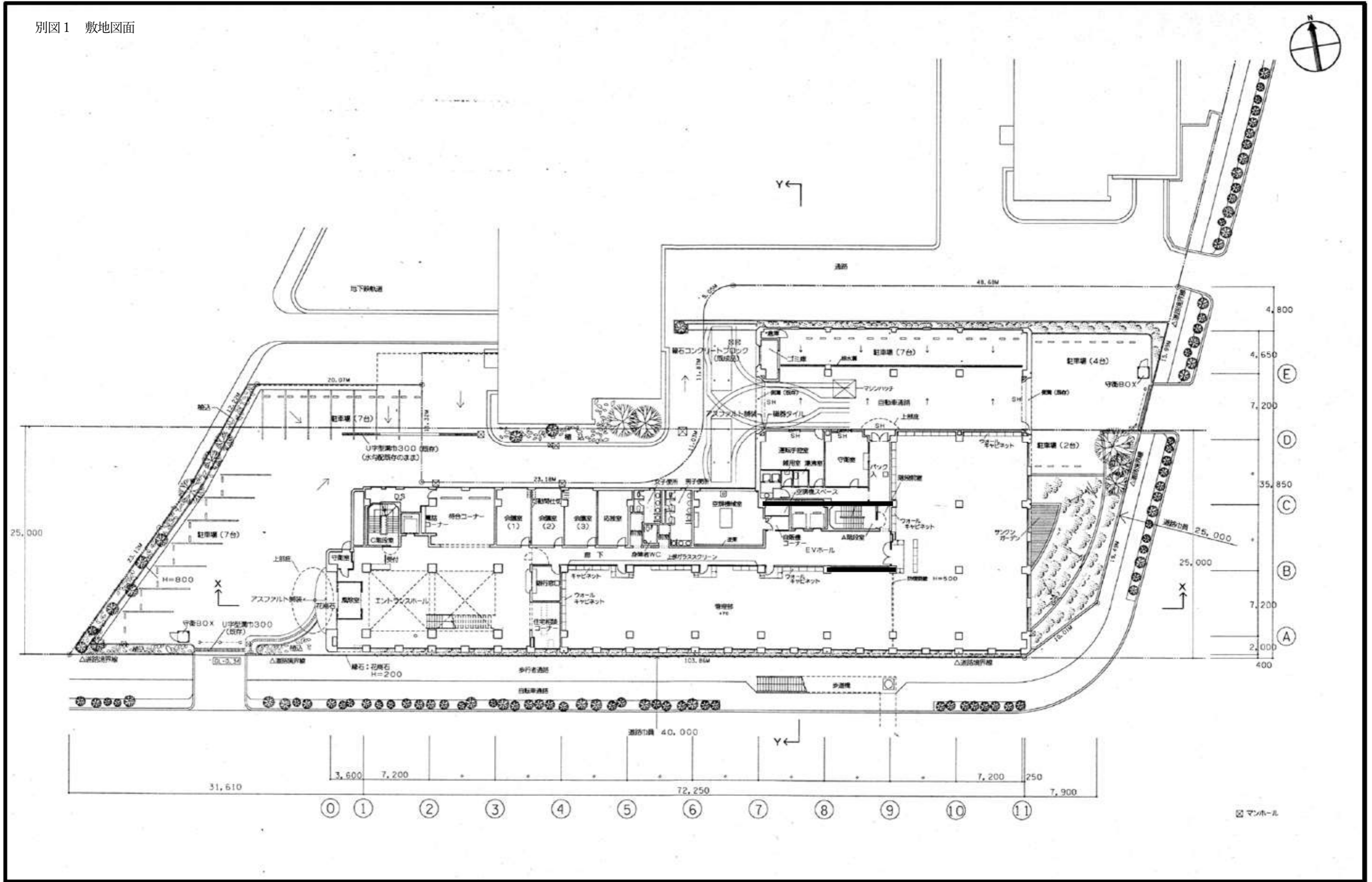
(2) 建物諸元

- ・構造：SRC造
- ・階数：8階、15階、25階
- ・管理年数：46年～47年

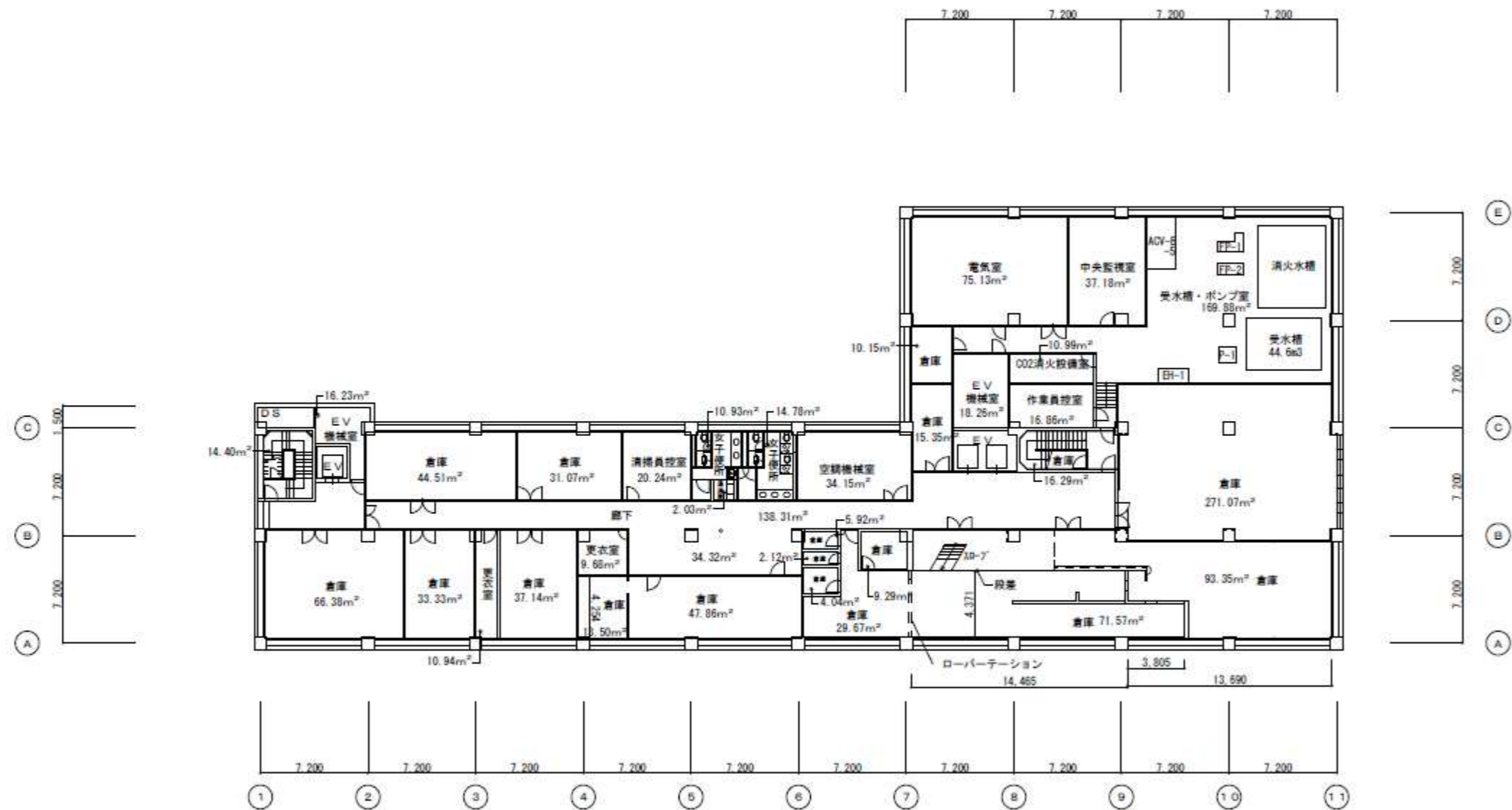
(3) 団地配置図



別図1 敷地図面



別図2 フロア図面 (1/7)



B 1 階平面図 S=1:300

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

B 1 階平面図

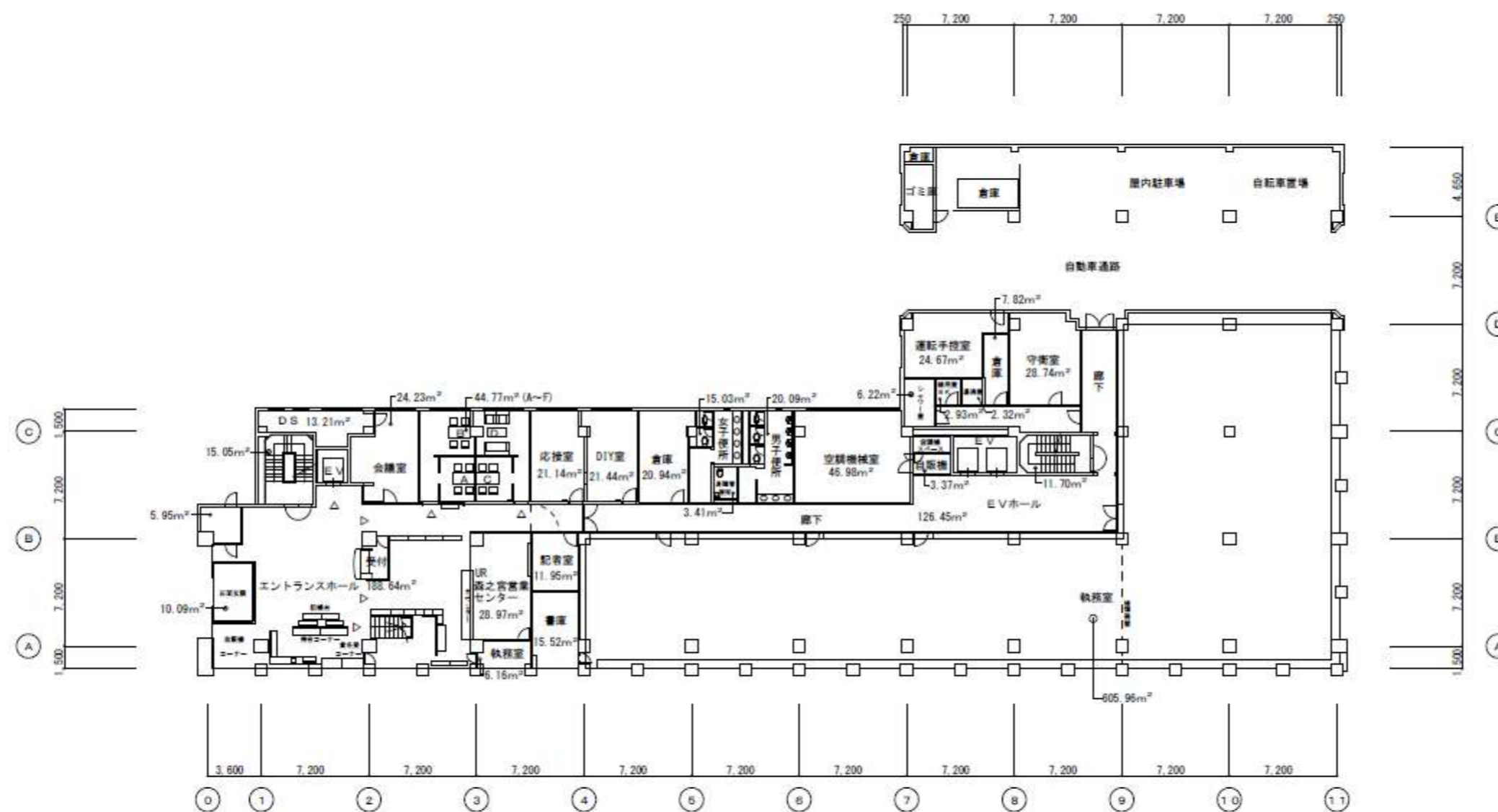
縮尺

S=1:300

図面番号

A-2

別図2 フロア図面 (2/7)



独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

1階平面図

縮尺

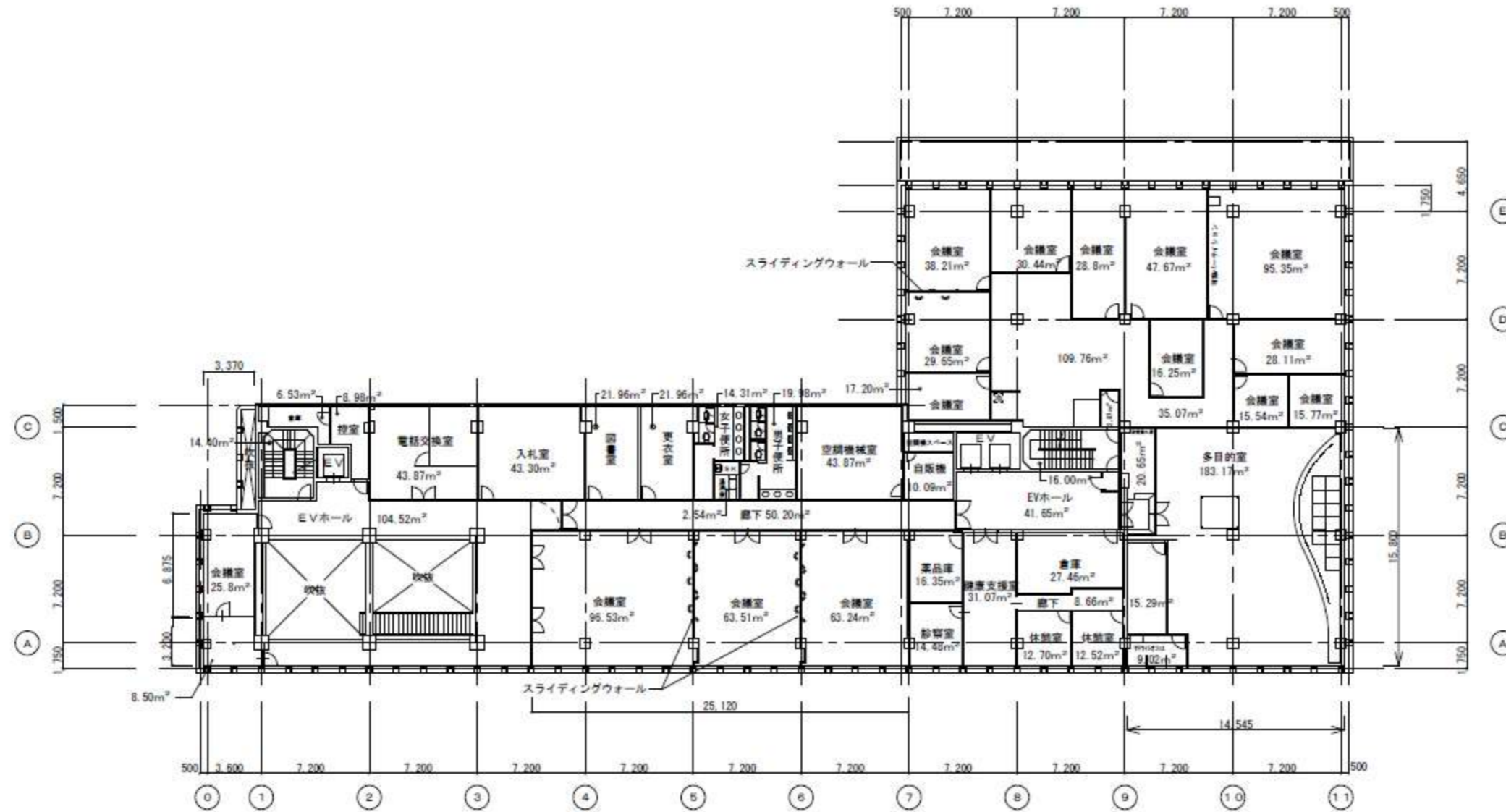
S=1:300

図面番号

A-3

92/96

別図2 フロア図面 (3/7)



独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

2階平面図

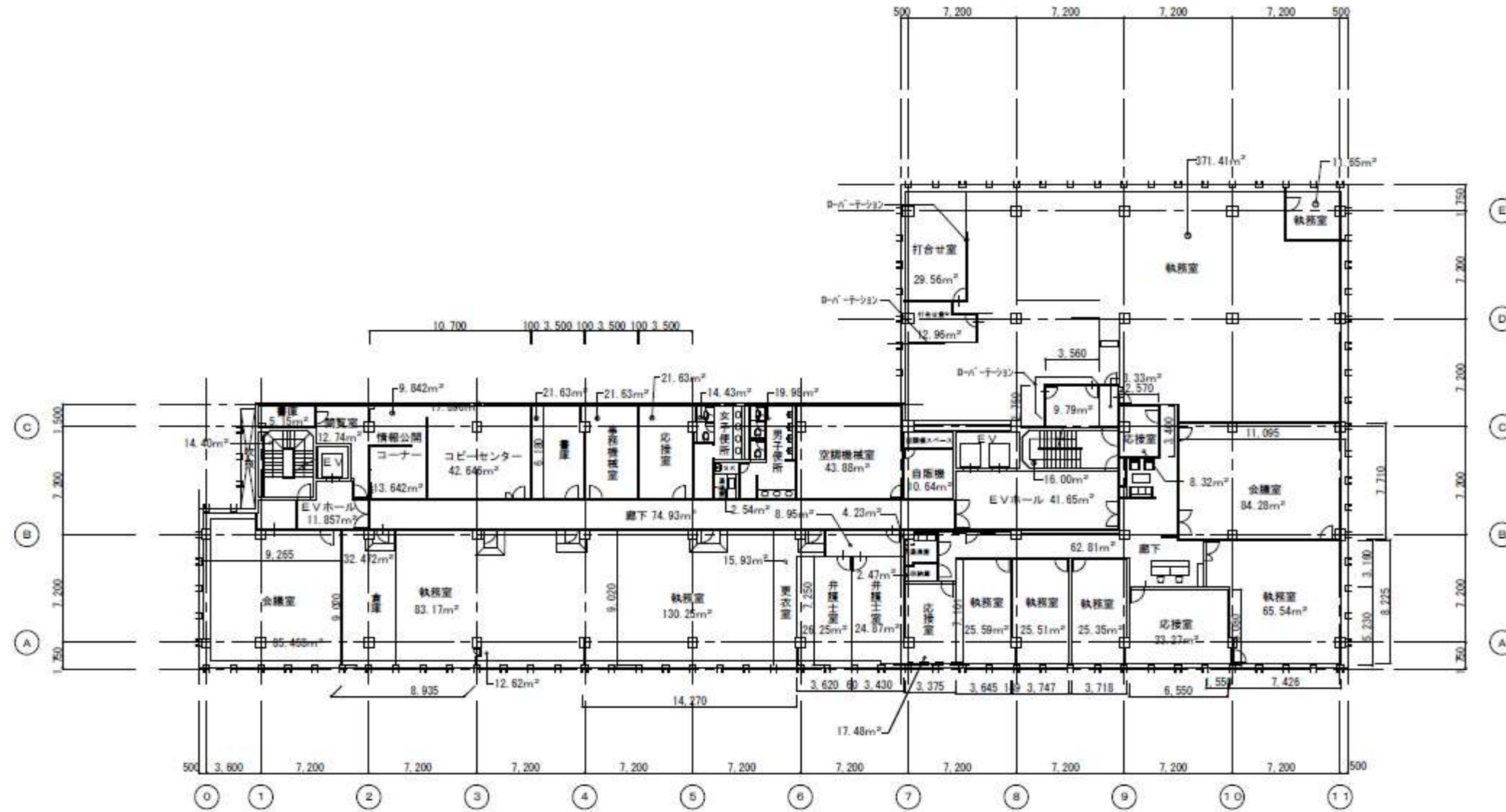
縮尺

S=1:300

図面番号

A-4

別図2 フロア図面 (4/7)



独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

3階平面図

縮尺

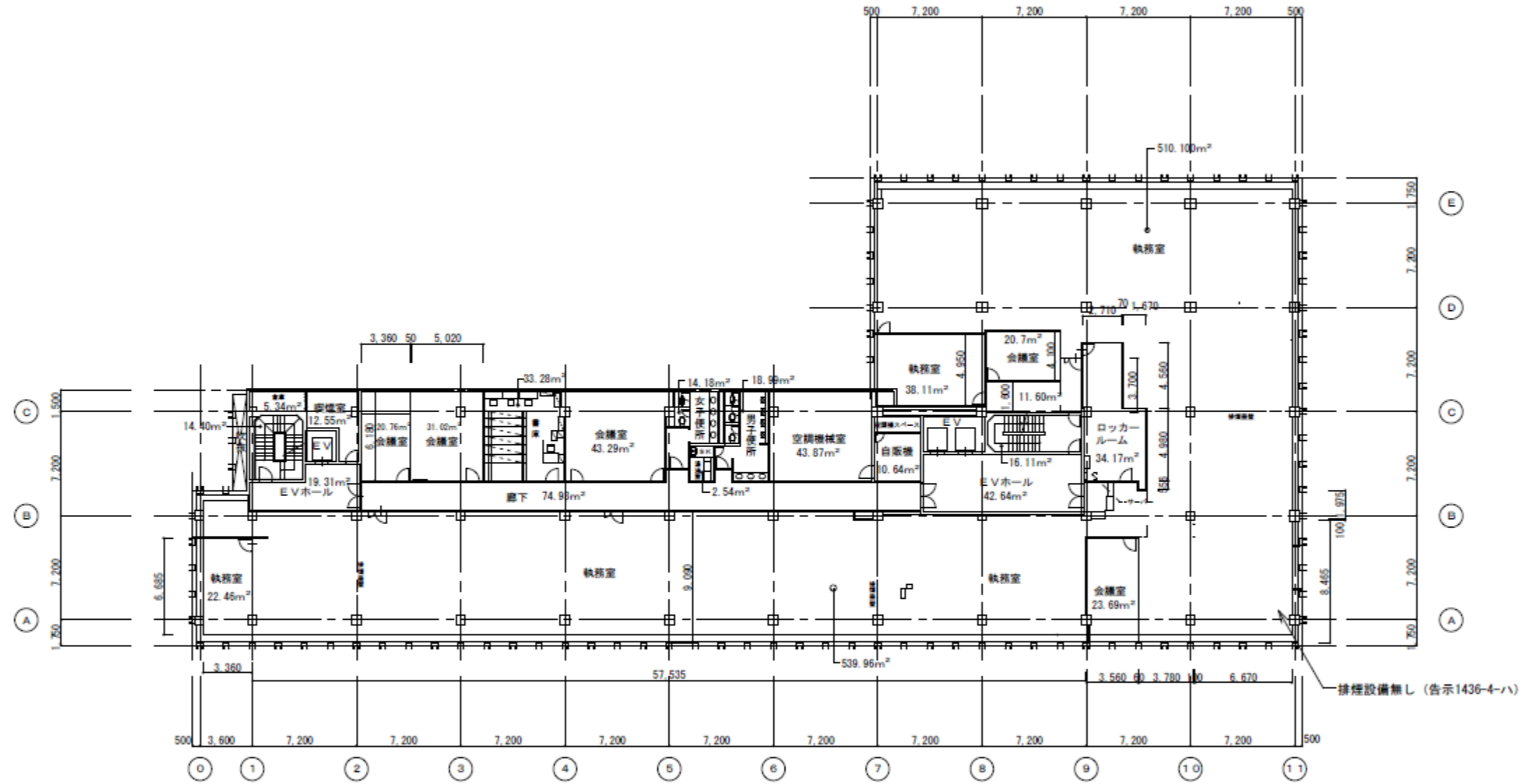
S=1:300

図面番号

A-5

25/36

別図2 フロア図面 (5/7)



4階平面図 S=1:300

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

4階平面図

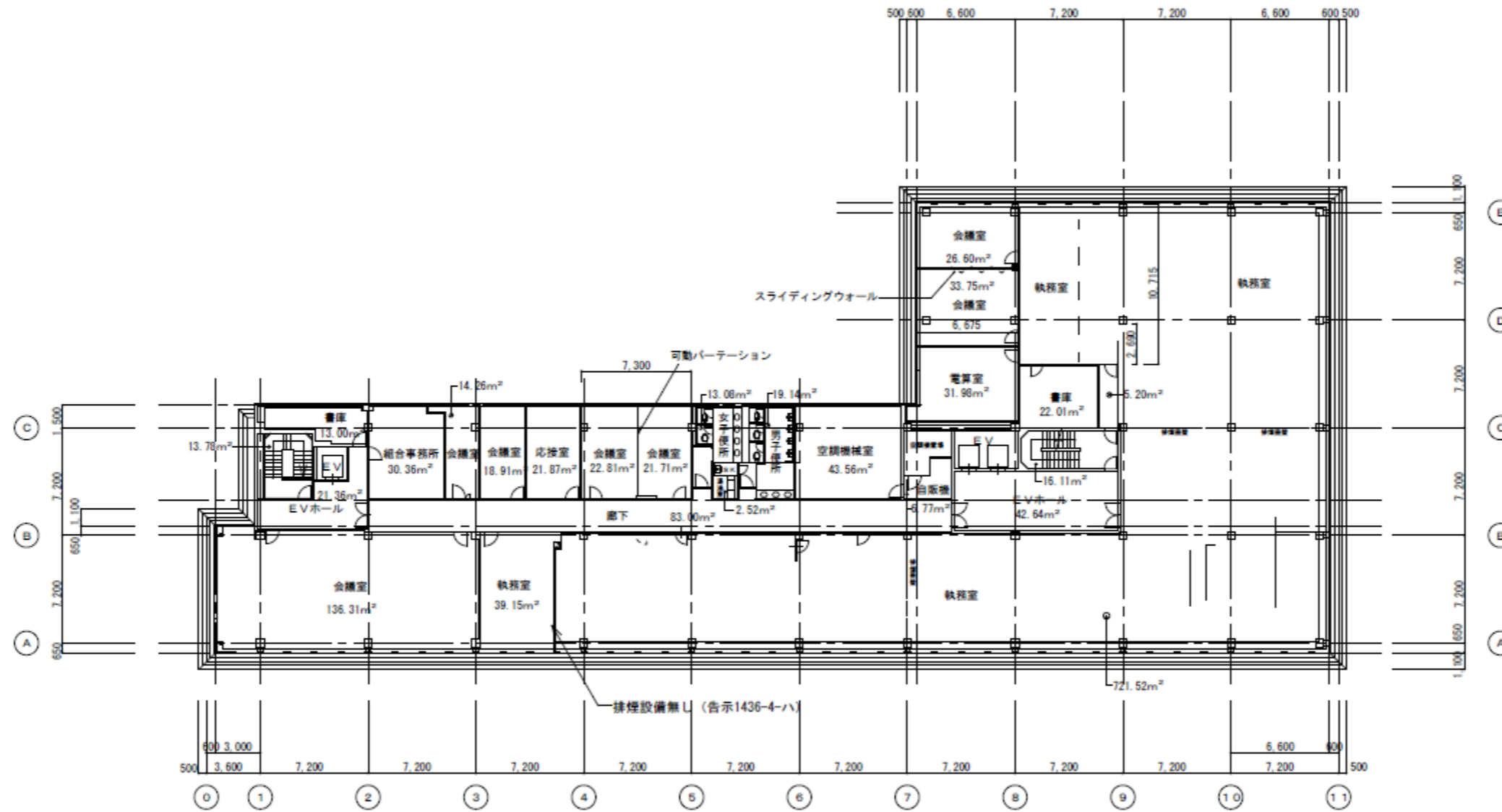
縮尺

S=1:300

図面番号

A-6

別図2 フロア図面 (6/7)



独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

5階平面図

縮尺

S=1:300

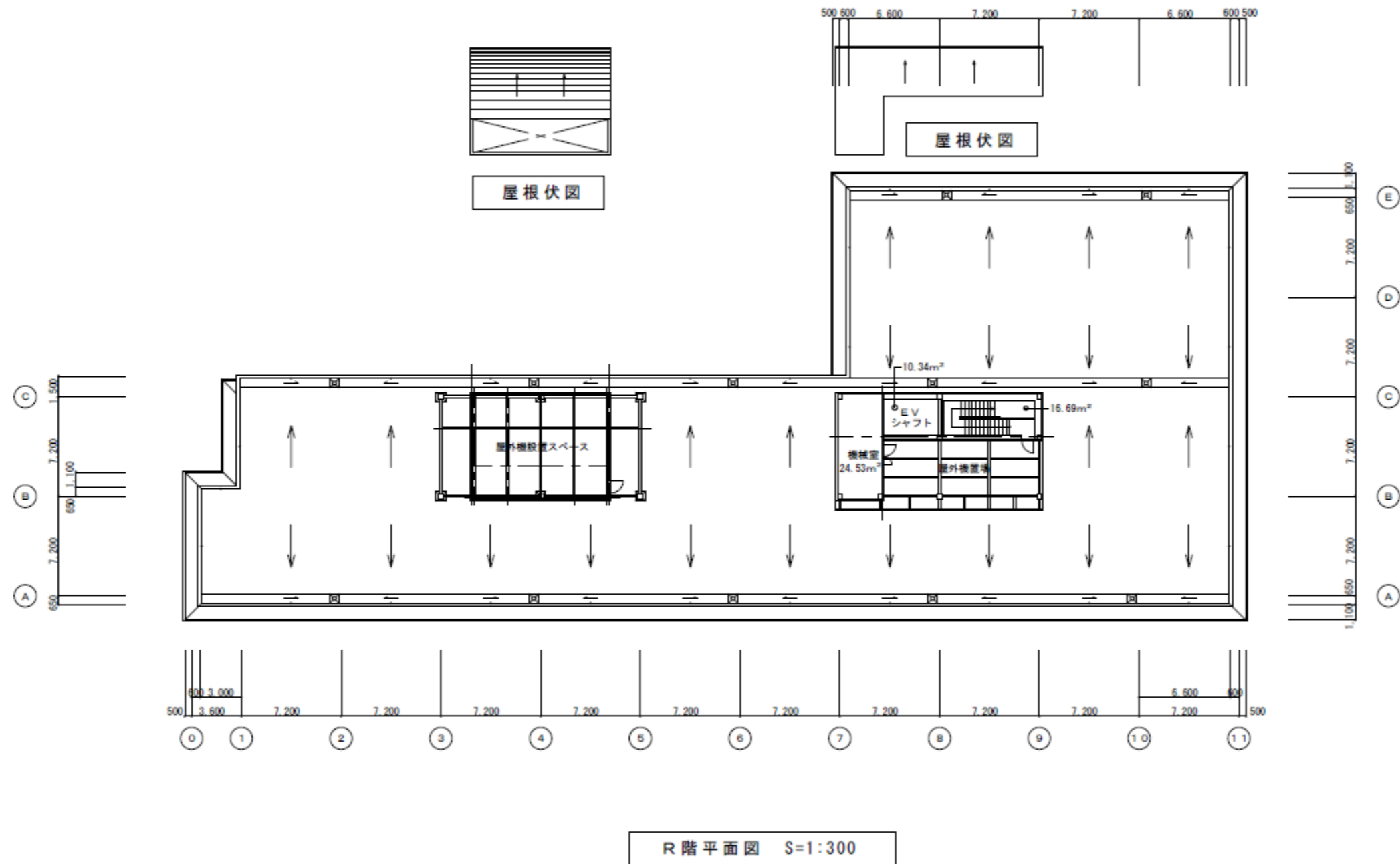
図面番号

A-7

27/28

別図2 フロア図面 (7/7)

清掃室 (階段・廊下・便所等の共用部)	16.69
清掃室 (事務室・会議室等)	0.00
非清掃室 (機械室等)	34.87
合計	51.56 (㎡)



独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事名称

図面名称

縮尺

図面番号

S=1:300